

# 困難を抱えた若年女性の 居場所確保・自立支援事業 令和5年度 中間報告

---

【NPO法人ほっぷすてっぷ】  
協働課 男女共同参画課  
こども家庭保健課

# 1. 提案事業の内容

## 若年女性にとっての課題

### ➤ 困難を抱えた若年女性の居場所・住まいの確保が必要

困難を抱えた若年女性の困り事の一番は居場所がないことである。行政の窓口や保護所などに直接相談できる力がなくハードルが高い。現状、当法人のような民間が自主事業として受け皿となっている。

### ➤ 自立へ向けた伴走支援の必要性

居場所がない若年女性を受け入れて住居を与えても、様々な人の手助けがないと自立が困難な状況にあるため、対象者のステージに合わせた切れ目のない支援を行うための伴走支援者が必要である。

行政だけでは担いきれず、民間だけでは様々なスキルやネットワークが不足する事態となる。

# 1. 提案事業の内容

## 提案事業の概要

- ▽ 令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に規定される「民間団体との協働による支援」の実現を目指す。
- ▽ 困難を抱えた若年女性の居場所（住まい）を確保し、伴走支援を行う。
- ▽ 官民協働により、若年者の困難の実情や課題を共有し、若年者が個人の実情に合った支援を受けやすくする。
- ▽ 事業の対象者  
貧困、暴力、虐待、妊娠その他の事情や親に頼れないなど様々な困難を抱えた若年女性

# 1. 提案事業の内容

## 提案事業の内容

- (1) シェアハウスの運営（短中期的な居場所・住まいの提供）  
行き場のない若年女性に短中期的な住まいの確保をし、生活が困難などの場合は生活保護に繋げるなどの支援を行う。またDV避難の母子の受入れも行う。
- (2) 相談・支援体制の確立  
入居者からは随時相談を受けられるようにする。有資格者の雇用も行い、手厚い支援を行えるようにする。必要に応じ、協働担当課に相談し、支援先の紹介や繋ぎをお願いする。
- (3) 事業内容の周知・共有  
仙台市の各部署窓口及び関係民間機関に協働担当課を通じて事業の周知を図り、スムーズな連携を目指す。
- (4) 特定妊婦等の支援  
特定妊婦等が入居した場合は、連携団体と協力して支援を行い、協働課のこども家庭保健課を通じて各区役所等窓口への繋ぎをお願いする。

# 1. 提案事業の内容

## 令和5年度事業の効果と目標

- (1) 当法人の運営するシェアハウスにて、困難な問題を抱える若年女性を新規に**12名以上**受け入れることを目標にする。  
母子の受け入れも積極的に行う。
- (2) 入居者について、必要な生活支援（行政窓口への同行や通院同行、相談等）や就労支援等を行い、自立へのサポートを行う。**入居者の半数の自立**（就労及びアパート等への転居等）を目指す。
- (3) 支援の協働を行うことで課題の共有ができ、当事者が適切な支援を受けやすくなることを目的とする。

## 2. 事業開始からの実施状況

### (1) 協働担当課との打ち合わせ

#### ◆集合打合せ

第1回 令和5年5月16日 第2回 令和5年7月25日  
臨時会 令和5年6月28日（シェアハウス見学会）

#### ◆随時メール及び電話打合せ

### (2) 事業の周知活動

#### ◆周知文書作成・配布

#### ◆庁内関係課会議への参加

- ・家庭健康課長会議（協働担当課のみ出席）
- ・保護係長会
- ・障害者支援係長会

## 2. 事業開始からの実施状況

### (3) 団体の事業実施状況

#### ◆シェアハウスの運営（7月末時点）

本事業開始後	入居中	2名
	退去	0名
事業開始以前から継続入居	入居中	3名
	退去	3名

#### ◆相談・支援体制

支援員2名雇用（1名社会福祉士、1名栄養士）

行っている支援内容

- ・就労、就学支援
- ・生活支援（役所同行、弁護士事務所同行等）
- ・週1回の夕食会
- ・入居者ミーティング

## 2. 事業開始からの実施状況

### (3) 団体の事業実施状況

#### ◆事業の拡大

- ・ 令和5年8月26日に青葉区から泉区に移転
- ・ 受入れ人数が7名（シェアハウス5、ワンルーム2）から増員
- ・ 令和6年2月、同物件内に自立援助ホーム併設予定

#### 【施設利用予定】

[令和5年8月26日から令和6年1月まで]

シェアハウス11、自立援助ホーム0、シェルター1

[令和6年2月から]

シェアハウス5、自立援助ホーム6、シェルター1

#### ◆自走化に向けた取り組み

- ・ 移転費用・改修費用等につきクラウドファンディング実施  
最終目標金額600万円
- ・ 他の助成金等 民間団体等から計218万円
- ・ 休眠預金活用助成金 3000万円（31ヶ月総額）  
→これにより2週間無料のシェルター運用を開始する



## 2. 事業開始からの実施状況

### (3) 協働担当課の役割

- ◆本事業のPR
  - ・事業の概要資料を作成し、関係各課へ事業への協力依頼を行っていただいた。
- ◆シェアハウス移転に伴う調整役
  - ・生活保護受給中の入居者が複数いるため、青葉区と泉区の保護課の繋ぎ調整をお願いした。
  - ・移転先シェアハウスの内覧会実施にあたり、市から若年女性の支援を行う団体や関係各課に案内をしていただき、参加申込の調整をしていただいた。
- ◆その他調整等
  - ・生活保護受給にあたっての相談・調整
  - ・若年女性支援のための他の施策についての情報収集
  - ・令和6年度女性支援法施行にあたっての国等の動向に関する情報収集

## 2. 事業開始からの実施状況

### (4) 附帯意見への取組み

#### ◆目標の共有と役割分担

- ・綿密に打ち合わせを行い、目標のみならず、課題なども共有し、協働担当課もしっかりと役割を担える体制を整えつつある。対象者からは情報提供に関する同意書を取得し、入居状況の報告方法など試行錯誤の中取り組んでいる。

#### ◆仙台市への課題のフィードバック

- ・対象者の入居の経緯やバックボーン、その後の生活上の困難などの情報を共有する。また入居者へのアンケートを実施し、その結果についても共有することで、仙台市にも知見を得ていただく。

# 3. 今後について

## (1) シェアハウス移転

- ◆シェアハウスの移転により入居者数が増加する。  
例年、夏休みに入る7月頃から相談が増えていたのが、今年4月の段階でほぼ満室状態となり、その後は入居を断らざるを得ない状況が続いた。7月～8月にかけて、移転後の予約が入り4名の入居が決まっている。  
児童相談所からの相談の増加、夏休み期間中の居場所がない子どもの相談があった。
- ◆移転後は、宿泊ボランティアの体制強化と、食事の提供の回数を増加したいと考えている。

# 3. 今後について

## (2) シェルター運用開始、自立援助ホーム開設へ

◆休眠預金を活用した助成金の採択により、**シェルター事業**を開始することとなった。

2週間をめどに、家賃や管理費は徴収せず、食事も無料で提供する。

その間、その後の生活のための支援を行い、シェアハウスへの移行あるいはアパート等への移転を目指す。一旦、より安心して過ごしてもらえるようにする。

親子での利用も想定し、個室2部屋を合体して広めの1部屋に改修した。

# 3. 今後について

## (2) シェルター運用開始、自立援助ホーム開設へ

- ◆ 15歳～20歳までの児童又は若者を受け入れて自立支援を行う国の施設としての自立援助ホームを同じ物件内で開設し、より手厚い支援を行える体制を作っていく。  
シェアハウスとの併設にすることで、幅広い対象者の受け入れが可能となる。制度利用が可能なケースとそこからこぼれてしまうケースの両方を受け入れることができる施設は、全国的にも例がなく、そのような物件の利用の仕方につき、仙台市こども若者局こども支援給付課と何度も打合せを行い、確認していただいた。

# 3. 今後について

## (3) 令和6年度の法施行に向けて

### 【令和5年度後半】

令和6年4月から、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行される。

仙台市が、今後の支援のメニューを検討する際に、より適切なニーズに基づいた支援計画を策定できるよう、今年度の本事業において、しっかりと当事者の声を届けていけるよう情報共有を密に行いたい。

また、各部署や各関係機関との連携がスムーズにいくよう仙台市のハブ的役割を定着させることを目標としたい。